

可見市 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表 (令和6年4月施行版)

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | A2 訪問介護相当サービス サービスコード表 | 1 |
| | (可見市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。) | |
| 2 | A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 2 |
| | (可見市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。) | |
| 3 | A6 通所介護相当サービス サービスコード表 | 3 |
| | (可見市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。) | |
| 4 | A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 4 |
| | (可見市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。) | |
| 5 | AF 介護予防ケアマネジメント サービスコード表 | 5 |

A2 訪問介護相当サービス用

（可見市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11・日割		割の場合 ÷ 30.4日	39 単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12・日割		割の場合 ÷ 30.4日	77 単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13・日割		割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算 イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算		200 1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算		50 1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

- 【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可見市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121 訪問型独自サービス/211	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	941	1月につき
A2	2121 訪問型独自サービス/211・日割		941単位 日割の場合 ÷ 30.4日	31	1日につき
A2	1221 訪問型独自サービス/212		事業対象者・要支援2	1,879	1月につき
A2	2221 訪問型独自サービス/212・日割		1,879単位 日割の場合 ÷ 30.4日	61	1日につき
A2	1331 訪問型独自サービス/213		事業対象者・要支援2	2,982	1月につき
A2	2331 訪問型独自サービス/213・日割		2,982単位 日割の場合 ÷ 30.4日	97	1日につき
A2	C221 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算211	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	9	1月につき
A2	C230 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算211・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき
A2	C222 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212		(2)1週に2回程度の場合	19	1月につき
A2	C223 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算212・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき
A2	C224 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213		(3)1週に2回を超える程度の場合	30	1月につき
A2	C225 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算213・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1	1日につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算/2	ハ初回加算		200単位加算	200 1月につき
A2	4013 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6112 訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ口腔連携強化加算		50単位加算	50 1回につき
A2	6269 訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270 訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271 訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能です。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

A6 通所介護相当サービス用

（可見市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A6	1111	通所型独自サービス11		事業対象者・要支援1	1,798	1月につき			
A6	1112	通所型独自サービス11・日割	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	1798 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12・日割		3621 単位	日割の場合 ÷ 30.4日	119 単位	119	1日につき	
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11・日割		イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11・日割		イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752			
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225			
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)		150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)		160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480			
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	運動器機能向上及び栄養改善		480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上		480 単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上		480 単位加算	480	
A6	6112	訪問型独自口腔連携強化加算 /2	リ 事業所評価加算	(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700 単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算					120 単位加算	120	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(1) サービス提供体制強化加算 (II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算 (III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)		100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)		200 単位加算	200		
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2		運動器機能向上加算を算定している場合		100 単位加算	100		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)		所定単位数の59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)		所定単位数の43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)		所定単位数の23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		所定単位数の12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)		所定単位数の10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算				

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
A6	8001 通所型独自サービス11・定超	イ1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合×70%	1,259	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
A6	9001 通所型独自サービス11・人欠	イ1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,259	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードです。

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止

A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可見市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		緩和	算定単位
種類	項目				
A6	I211 通所型独自サービス/211	イ I 相当の標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618	1月につき
A6	I212 通所型独自サービス/211・日割		1,618 単位 日割の場合 ÷ 30.4日	53	1日につき
A6	I221 通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2	3,259	1月につき
A6	I222 通所型独自サービス/212・日割		3,259 単位 日割の場合 ÷ 30.4日	107	1日につき
A6	C221 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	16 単位減算	-16 1月につき
A6	C222 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/211・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	C223 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		事業対象者・要支援2	33 単位減算	-33 1月につき
A6	C224 通所型独自高齢者虐待防止未実施減算/212・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D221 通所型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	16 単位減算	-16 1月につき
A6	D222 通所型独自業務継続計画未策定減算/211・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D223 通所型独自業務継続計画未策定減算/212		事業対象者・要支援2	33 単位減算	-33 1月につき
A6	D224 通所型独自業務継続計画未策定減算/212・日割		日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1 1日につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A6	6125 通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376 1月につき
A6	6126 通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752 1月につき
A6	5622 通所型独自送迎減算/2	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47 片道につき
A6	5020 通所型独自生活上グループ活動加算/2	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100 1月につき
A6	5012 通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225 1月につき
A6	6129 通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240 1月につき
A6	6120 通所型独自サービス栄養アセスメント加算/2	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50 1月につき
A6	5013 通所型独自サービス栄養改善加算/2	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200 1月につき
A6	5014 通所型独自サービス口腔機能向上加算 I /2	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(I) 150 単位加算	150 1月につき
A6	5021 通所型独自サービス口腔機能向上加算 II /2			(2)口腔機能向上加算(II) 160 単位加算	160 1日につき
A6	6320 通所型独自一体的サービス提供加算/2	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480 1月につき
A6	5016 通所型独自複数サービス実施加算 I /21	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算
A6	5017 通所型独自複数サービス実施加算 I /22			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算
A6	5018 通所型独自複数サービス実施加算 I /23		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	
A6	5019 通所型独自複数サービス実施加算 II /2		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算
A6	5015 通所型独自サービス事業所評価加算/2	リ 事業所評価加算		120 単位加算	120 1月につき
A6	6021 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /21	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1 88 単位	88 1月につき
A6	6022 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /22		事業対象者・要支援2 176 単位	176 1月につき	
A6	6127 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /21		(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 72 単位	72 1月につき
A6	6128 通所型独自サービス提供体制強化加算 II /22		事業対象者・要支援2 144 単位	144 1月につき	
A6	6123 通所型独自サービス提供体制強化加算 III /21		(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1 24 単位	24 1月につき
A6	6124 通所型独自サービス提供体制強化加算 III /22		事業対象者・要支援2 48 単位	48 1月につき	
A6	4011 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I /2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100 1月につき
A6	4012 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II /2		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200 1月につき
A6	4013 通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II /22		運動器機能向上加算を算定している場合	100 単位加算	100 1日につき
A6	6210 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I /2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6	6211 通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II /2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5 1回につき
A6	6321 通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/2	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40 1月につき
A6	6100 通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6118 通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119 通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114 通所型独自サービスベースアップ等支援加算		コ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成分数	算定単位
種類	項目				
A6	8004 通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,618 単位	1,133 1月につき
A6	8005 通所型独自サービス/21日割・定超		53 単位	37 1日につき	
A6	8014 通所型独自サービス/22・定超		3,259 単位	2,281 1月につき	
A6	8015 通所型独自サービス/22日割・定超		107 単位	75 1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成分数	算定単位
種類	項目				
A6	9004 通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,618 単位	1,133 1月につき
A6	9005 通所型独自サービス/21日割・人欠		53 単位	37 1日につき	
A6	9014 通所型独自サービス/22・人欠		3,259 単位	2,281 1月につき	
A6	9015 通所型独自サービス/22日割・人欠		107 単位	75 1日につき	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、通所型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		単位数	算定単位	
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2		442単位	1月につき	
AF	2114			高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位		438
AF	2115			業務継続計画未策定減算 4単位減算	434単位		434
AF	2116			業務継続計画未策定減算 4単位減算	438単位		438
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA 初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300		
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA 委託連携加算	ハ 委託連携加算	10単位加算	10	1回につき	
AF	4003	介護予防ケアマネジメントA 居宅委託連携加算	ニ 居宅委託連携加算	290単位加算	290		
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	ホ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者・要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	510		

【色分けルール】
 ・水色→新設
 ・黄色又は赤字→変更
 ・灰色→廃止